

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

香港会社の維持要件のマニュアル(2) - 会社登記所への書類申告の責任

1. 会社情報の変更の申告

以下のいずれかの場合に、会社は指定された期間内に会社登記所に関連情報の変更を申告する必要があります。

- (1) 取締役や秘書役の変更又は現任取締役や現任秘書役の情報更新を 15 日以内に申告しなければならない。
- (2) 登録住所の変更を 15 日以内に申告しなければならない。
- (3) 会社の法定帳簿が登録住所に保管していない場合、会社の法定帳簿の保管場所の変更を 15 日以内に申告しなければならない。
- (4) 特別決議による会社名の変更を 15 日以内に申告しなければならない。
- (5) 全ての特別決議の可決を 15 日以内に申告しなければならない(会社名の変更に関する特別決議を除く)。
- (6) 持株比率の変更又は増資を 1 ヶ月以内に申告しなければならない。
- (7) 特定の資産に対する抵当権又は特定の資産の既存抵当権の取得について、香港内外にあるか否かを問わず、抵当の情報を抵当が登記された後 1 ヶ月以内に申告しなければならない。

上記の(7)について、規定された期間内に抵当の情報を申告しなかった場合、申告期限の延長を裁判所に申請する必要があります。申請には宣誓供述書を添付し、規定された期間内に関連書類を提出しなかった理由を説明しなければなりません。

2. 年次申告書の申告

会社は毎年会社登記所に年次申告書を申告する必要があります。年次申告書には、会社の組織構造等の基本情報が含まれています。具体的には以下の通りです。

- (1) 会社の発行済み株式数と金額
- (2) 取締役と秘書役の氏名(会社名)と住所
- (3) 株主の氏名(会社名)と住所
- (4) 会社の現住所
- (5) 登録された抵当の未払の返済額

取締役又は秘書役は年次申告書に署名する必要があります。私的株式会社は毎年会社設立記念日から 42 日以内に年次申告書を申告し、株主資本なしの保証有限責任会社は毎年の会計決算日後 9 ヶ月から 42 日以内に年次申告書を申告し、公開会社は毎年の会計決算日後 6 ヶ月から 42 日以内に年次申告書を申告する必要があります。

参考資料:

「香港会社設立の手続きと費用」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/pinfo/id/386.html>

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com,

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

